

公益財団法人兵庫県生きがい創造協会聴講生制度実施要綱

(趣旨)

第1条 公益財団法人兵庫県生きがい創造協会（以下「協会」という。）は、生涯にわたる学びを応援することを目的として、協会が運営するいなみ野学園及び阪神シニアカレッジの講座（以下「講座」という。）を広く一般に公開するために、聴講生制度を設ける。

(制度の内容)

第2条 住所、年齢を問わず、学習意欲のある者で講座の聴講を希望する者は、別に定める手続に従い、講座の聴講をすることができる。

(聴講することができる講座)

第3条 聴講することができる講座は、いなみ野学園長又は阪神シニアカレッジ学長が別に定める。

(受講料)

第4条 受講料は、次のとおりとする。

- (1) いなみ野学園又は阪神シニアカレッジの学生又は卒業生 1講座当たり1,300円
- (2) (1)以外の者 1講座当たり1,500円

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、聴講生制度の実施に関して必要な事項は、講座を担当するいなみ野学園長又は阪神シニアカレッジ学長が各々定めることができる。

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

いなみ野学園講座聴講生制度実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、(公財)兵庫県生きがい創造協会(以下「協会」という。)聴講生制度実施要綱第2条に基づき、いなみ野学園における聴講生制度の取扱いについて、必要な事項を定める。

(受講講座)

第2条 聴講生の受講を認める講座は、以下のとおりとする。

- (1) 大学講座(共通講座及び各専門講座)
- (2) 大学院講座(共通講座及び各専門講座)
- (3) 研究生講座

(受講の制限)

第3条 次に掲げる場合は、いなみ野学園長は、聴講生の受講を制限することができる。

- (1) 教室の受入可能人数を超える場合
- (2) グループ学習等聴講生の受講に馴染まない講座の受講
- (3) その他円滑な講座の進行を阻害するおそれがある場合

(受講申込み手続き)

第4条 聴講を希望する者は、所定の受講料を添えていなみ野学園に、聴講申込書(様式1)により申し込むものとする。

いなみ野学園長は、聴講者に対して、受講名札を交付する。

(受講)

第5条 聴講生は、受講名札を携行し、いなみ野学園担当者から求められれば提示する。

(受講料の返還)

第6条 受講料の返還について、以下のとおりとする。

- (1) 聴講希望者の責で受講できなかった場合は、受講料を返還しない。
- (2) 希望講座が開催されない場合は、受講料を返還する。
- (3) 講座開始前に受講の取り消しを申し出た場合で、やむを得ない事情と認めたときは、受講料を返還する。
- (4) 希望講座に換えて開かれた講座を受講する場合は、当該講座の申込みがあり、受講料の納付があったものと見なす。

(聴講生制度の対象外となる講座)

第7条 次の各号に該当するものは、聴講生制度の対象外とする。

- (1) 公開講座(通常講座を公開する場合を含む)、オープンキャンパス等のいなみ野学園が、県民に対する普及啓発事業の一環で実施する講座
- (2) いなみ野学園大学院(大学院に相当するものを含む)の学生が研究等の一環として受講を希望し、いなみ野学園長が認めた講座
- (3) その他いなみ野学園長が聴講生制度の対象外と認めた講座

(施行期日)

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

(様式 1)

聴講申込書

兵庫県いなみ野学園長 様

(聴講希望者)

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

所属講座名		学生・卒業生
-------	--	--------

(聴講希望者は、以下の項目について、記載願います。※チェック欄は記入しないでください。)

受講希望日		共通講座・専門学科講座名	※チェック
1	令和 年 月 日		
2	令和 年 月 日		
3	令和 年 月 日		
4	令和 年 月 日		
5	令和 年 月 日		

受講料 (1 講座あたり学生・卒業生 1,300 円、一般 1,500 円)

計 _____ 講座 _____ 円

※郵便振替で受講料を納付される場合は、振込控を貼り付けてください。

聴講受講の際は、必ず本票をご持参ください。
(受領印・郵便振替納付控貼付けの無い物は無効)

受領印

--